

令和4年豊能町議会9月定例会議
福祉教育常任委員会

会 議 録

令和4年9月9日（金）

豊 能 町 議 会

令和4年豊能町議会9月定例会議
福祉教育常任委員会

年月日 令和4年9月9日（金）

場所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6名

高尾 靖子 池田 忠史 吉田 正子
永谷 幸弘 永並 啓 小寺 正人

欠席委員 なし

委員外出席 管野 英美子（議長）

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	川村 哲也
教 育 長	森田 雅彦	保 健 福 祉 部 長	小森 進
保健福祉部理事兼健康増進課長	浅海 毅	住 民 部 長	大西 隆樹
こども未来部長	入江 太志	福 祉 課 長	中谷 匠
保 険 課 長	岡本めぐみ	住 民 人 権 課 長	石井 慎子
教 育 総 務 課 長	千歳あや乃	義 務 教 育 課 長	吉澤 亘
こども育成課長	竹内 弘明	生 涯 学 習 課 長	寺倉 義浩
税務課課長補佐	中井 哲		

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 浜本 正義 書 記 田中 尚子

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和4年豊能町議会9月定例会議付託案件について

- ・ 第33号議案 豊能町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件
- ・ 第37号議案 豊能町税条例等改正の件
- ・ 第38号議案 豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件
- ・ 第40号議案 豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて（関係部分のみ）
- ・ 第41号議案 令和4年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件（関係部分のみ）
- ・ 第42号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件
- ・ 第43号議案 令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件

2. その他

午前9時30分 開会

○委員長（高尾靖子君）

皆様おはようございます。

令和4年、豊能町議会9月定例会議、福祉教育常任委員会を始めたいと思います。

今日は、イギリスのエリザベス女王が亡くなったという報道がありました。

国内でもいろいろな課題がありながら、進んでおりますけれども、この常任委員会でも大変色々な、コロナ対策など、これから積極的に取りかかっているかなければならない問題もあります。

ぜひ、その点についても頑張っていたきたいと思います。

今日は9月9日、金曜日です。

ただいまから、福祉教育常任委員会を行います。

ただいまの出席委員は6名であります。

定足数に達しておりますので、福祉教育常任委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策で、委員間の距離をとるため、通常の席から変更しております。

皆様には、マスクの着用をしていただいておりますが、発言の際にも、マスクの着用のままでお願いいたします。

また、傍聴につきましてはスペースの関係上、第1会議室にて音声傍聴の形をとらせていただきますので、御了承願います。

それでは、委員会の開会に当たりまして、町長より御挨拶をいただきます。

塩川町長お願いします。

○町長（塩川恒敏君）

委員の皆様、おはようございます。

委員長からもお言葉がございましたけれども、昨日、イギリスのエリザベス女王が御逝去されました。

謹んで哀悼の誠をささげるとともに、御

冥福をお祈りをしたいと存じます。

本日の福祉教育常任委員会に対しまして、開催をいただきまして誠にありがとうございます。

これより、付託をされました議案に対し、丁寧に御説明をさせていただきたいと存じますので、どうぞ、よろしく願い申し上げます。

○委員長（高尾靖子君）

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

おはようございます。

住民部の大西でございます。

本日、私どもの住民部の所管する、33号37号議案がございますが、本来、泊課長が出席して、御説明申し上げるところではございますけれども、どうしてもちょっと、今日は出席できないということでございますので、中井課長補佐のほうに代わって御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（高尾靖子君）

皆様御承知いただけますでしょうか。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の審査日程は御手元に配付のとおりでございます。

1. 令和4年豊能町議会9月定例会議付託案件についてを議題といたします。

第33号議案、豊能町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中井税務課課長補佐、お願いします。

○税務課課長補佐（中井 哲君）

おはようございます。

税務課の中井です。

よろしく願いいたします。

それでは、第33号議案、豊能町過疎地域

における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

議案書の 25 ページをお開きください。

本条例は、本年 4 月に豊能町が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、以下、過疎特措法と略させていただきます。

により、過疎地域となり、同法に基づき、策定する豊能町過疎地域持続的発展計画、以下、過疎計画と略させていただきます。

において、産業振興のために設定する区域及び業種について、固定資産税の課税を免除することにより、企業誘致、設備投資の促進、雇用機会の創出等を図り、地域経済の発展に資するために必要な事項を制定しようとするものです。

なお、本条例については、過疎計画案の 21 ページに記載されている、産業振興促進事項に関連するものとなります。

それでは、条例の概要説明資料に沿って御説明申し上げますので、資料を御覧ください。

制定する条例の名称は、豊能町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例です。

条例の内容について御説明いたします。

条例は、第 1 条から第 7 条までの全 7 条で構成しています。

第 1 条は、過疎特措法に基づいて定めた、過疎計画に記載された産業振興促進区域であること。

促進すべき業種及び固定資産税の課税免除を行うことについて、必要な事項を定める旨を規定しています。

第 2 条は、課税免除となる固定資産の取得期間及び対象について規定しています。

課税免除となる設備等の取得の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとしています。

期間の始まりの令和 4 年 4 月 1 日は、過

疎地域として公示された日。

期間満了の令和 6 年 3 月 31 日については、総務省令に合わせたもので、この政令に対応する形で、町の条例も、規定しているものです。

この政令では、課税免除で減額となった固定資産税のうち、75%を交付税で措置する旨が規定されています。

また設備の取得期間は、政令の改正に合わせてその期間が延長されていることから、その都度、条例も改正する必要があると考えています。

次に、課税免除の対象となる業種と設備の取得についてですが、業種は、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業。

情報サービス業等には、情報サービス業、インターネット付随サービス業や、通信販売、市場調査が含まれ、旅館業は下宿業を除くものが対象となります。

また、課税免除の対象となる設備の取得は、資本金の額で区分しており、資本金が 5,000 万以下の事業者の場合、500 万円以上の設備を取得した場合が対象となります。

なお、農林水産物販売業や情報サービス業等につきましては、資本金の額にかかわらず、500 万円以上の設備を取得した場合が対象となります。

第 3 条は、課税免除の期間について、規定しています。

課税免除の期間は、新たに固定資産税が課税されることになってから 3 年間としています。

固定資産税は、毎年 1 月 1 日現在の所有者に課税されますので、今回、条例を可決いただいた場合、令和 5 年度の課税分から課税免除の対象となります。

次の第 4 条から第 6 条は課税免除の申請、決定及び取消し等の事務処理の取扱いを規定

しています。

また、第7条は事務処理に関して、規則への委任を規定したものとなっています。

なお、本条例は公布の日から施行となります。

説明は以上です。

よろしく御審査いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

これより本件に対する質疑を行います。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

固定資産税っていうのは土地建物、それと償却資産あるよね。

償却資産は、入ってるのかな、これ。

○委員長（高尾靖子君）

はい、大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

はい、住民部の大西でございます。

償却資産も対象となっております。

○委員長（高尾靖子君）

ほかにございませんか。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

おはようございます。永谷です。

これ固定資産税をですね、課税免除なんですけれども。

これ当然、町内にとっては、マイナス面というか、になるんですけど、これについての町に対して何か補填か何か、ございますか。

国から、府から。

○委員長（高尾靖子君）

中井税務課課長補佐。

○税務課課長補佐（中井 哲君）

はい、税務課の中井です。

固定資産税の減免につきましては、75%が交付税で措置されることになっております。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

はい、永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

またあとの25%は、町のほうで負担しなさいという理解でよろしいですか。

○委員長（高尾靖子君）

はい。

中井税務課課長補佐。

○税務課課長補佐（中井 哲君）

はい、委員のおっしゃるとおり25%は町での負担となります。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

はい、大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

はい、住民部の大西でございます。

結局は25%が入ってこないということになるんですけども、先ほど負担と申し上げましたけれども、ゼロから新たに課税対象となりますので、例えば10万円入ってくるところが7万5,000円しか入ってこないというような考えになります。

2万5,000円は、結局、入ってこないということになるんですが、3年間はそういうことに、取扱いになります。

○委員長（高尾靖子君）

はい、永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

第6条のですね、課税免除の取消しがございまして、3点ほど書いてあるんですけど、1番から3番まで書いてあるんですけど、これってといたしますか、端的に、順番に、項目を書いてあって、言うたら最初の1番、事業を休止または廃止したと認めるとき、まずこれについてですけど、これは何によって確認するのか。

2番目もそうなんですけどね、虚偽または不正の行為があったとき、何によって確認するのか。

3番目の町税はもう、これは町の方で把握できますので、すぐ分かるんですけど、と言いながら、1番2番についてはどういう方法で確認するのかそれが時間かかりますね。

3番でしたら、町税は滞納しますので、ある程度の期間があったらすぐ分かるんですけど、これ順番づけじゃなくって、ただ単に、上位法のほうで、当然、こういう形で来てると思うんですけど、どういうふうに理解しているのか、もしわかればお願いします。

○委員長（高尾靖子君）

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

住民部の大西でございます。

それぞれ3年間ということになりますので、毎年、その実績を出していただくことになるかと思えます。

で、そういった中で照合しながらですね、確認していくことになろうかというふうに思っております。

○委員長（高尾靖子君）

はい。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

そうであれば町税が1番早いですね、町税の滞納というのは1番早く確認できるということでもいいんですかね。

○委員長（高尾靖子君）

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

住民部の大西でございます。

町税の滞納というのは、イメージなんですけど、どの時点でもって滞納とするというのがちょっと問題になろうかなというふうに思います。

町税の滞納というのはすぐには確かに分かるんですけども、例えば、納期限を少し過ぎただけでも滞納扱いとするのかとかそういう問題もあろうかと思うんですけども、

その辺は今後、細かなところは検討していく必要があるかなというふうに思っています。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

現時点で決まってないんですかね。

○委員長（高尾靖子君）

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

住民部の大西でございます。

規則へ委任するというような形で、記載させていただいておるんですけども、今後ちょっと規則を決定していくということになりますので、詳細は、もう少し先になろうかというふうに思っております。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

続いて第7条ですけど、規則と定めるんですけどね。

これ早く、当然決めないと、実質的に令和4年度始まっていますので、いつごろを目途に、現実的に進んでいるのか進行中なのか、いつごろにこの規則を出されるのか。

その点についてお伺いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

はい、中井税務課課長補佐。

○税務課課長補佐（中井 哲君）

はい、税務課の中井です。

11月ごろを目途に、検討しているところでございます。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

ほかに御質問ございませんか。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

6条の課税免除を受けた者が、(1)、(2)、(3)あるわね。

休止したとか、虚偽の申請したとか、不

正があったとかいろいろあるけども、これがわかったときに、大体、税務署なんかやったら、懲罰的な税金を取りますよね。

これは、町はそんなことはしないのか。

その懲罰的に何%か、与えるっていうのがあるよね。

○委員長（高尾靖子君）

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

国税ですと、延滞金的なものが取られるということなんですけども当然、これ、内容にもよるかと思うんですが、何らかのものは、規則の中で考えていくこともちょっと検討してまいりたいというふうに思います。

公平性を確保するというのが、税の大原則になりますので、その辺に基づいて、進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（高尾靖子君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

一つ不正がわかったと。

これに該当すると、後で分かるわけやから、年度をまたいだりしたときに、この規定が遡及効果を持っているのか持っていないのかね。

もうまたいでしまったらね、前年のやつに対して、課税するっていうことになるわね。

○委員長（高尾靖子君）

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

住民部の大西でございます。

税は5年間、遡って課税というところが、可能となっております。

この期間は3年間というふうになっておりますので、当然、そういう明らかな不正があった場合には、遡って徴収するということになるというふうに考えております。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

5年間遡及できるということやね、後で取り戻せると、そういうことやね。

はい。

○委員長（高尾靖子君）

答弁はそれでいいですか。

いいですか。

はい。

次に、ございませんか。

永並委員。

○委員（永並 啓君）

この条例改正は、誰に対して、発信というか、広報していくものなんでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

はい、住民部の大西でございます。

こちらに書いてありますように各事業者ということになります。

こういう制度があるというのはこれは上位法で、そういうふうになっておりますので、そういった事業をする方、あるいは、過疎地域に指定されているということは、過疎計画がここで認めていただければ広報することになりますので、それに合わせて一緒に広報させていただくというふうになるかと思えます。

○委員長（高尾靖子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

そうなんでしょうね。

結局、事業者、これから事業を始めようとする人であったり、近隣でやったら今ね、いろいろ箕面森町のところでも、川西のほうでも猪名川町でもいろんな物流倉庫ができる計画があったりとか、だからそういう新規の事業者、他市町村で事業を考えておられる事業者の方に知ってもらわないといけないわけですよ。

その方法というものが一切あんまり見え

てこないですが、そこら辺はどうお考えですか。

○委員長（高尾靖子君）

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

住民部の大西でございます。

過疎計画の広報と合わせるというのは先ほど申し上げさせていただいたんですが、やっぱりそういったことになってこようかというふうに思います。

今後いろいろなところで、誘致であったりとかそういったことが進むものであれば、もちろんそういうほうの中にも入れさせていただくと、それを広報するときにも、内容を入れさせていただくということになるかと思えます。

○委員長（高尾靖子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

町長は以前から企業誘致の話をされているので、どことか、場所とかの特定はないですけど、そういった際にこの情報というのは非常に重要だと思うんですね。

そういった中で、非常に強い武器を持たれることにはなるはずなんですけど、そこら辺の動きっていうものは町長これからどういうふうに動いていこうとお考えですか。

○委員長（高尾靖子君）

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

はい、ありがとうございます。

今回のこの持続的発展計画、これをお認めいただきましたら、町内の方々と、それから町外の方々それぞれのメリット、デメリットがございますけれども、そのメリットをしっかりと表明をさせていただいて、誘致の武器になりますので、それぞれのところへの売り込み、そういうものも含めて、させていただきたいと思っております。

○委員長（高尾靖子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

その動きが見えないんで今までいろんな方がそういう企業誘致の話をしたときに、その具体的にどれくらい回ってというか、見えないんで、今回こういう、豊能町のメリットはこういう一つ増えたんで、これからどのくらい回ろうとか、町長の覚悟ですよ。

これからどれくらいの企業に行こうとか、そういったことをお聞かせいただきたいんですが。

○委員長（高尾靖子君）

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

まず2つあると思います。

これまでも、この土地を探され起業をしたいという方々がおられます。

その方々にはこの過疎法に対する計画に基づいたもの、これがいわゆる適用になるということでございますのでそれもしっかりと、その原課からしっかりとお伝えをさせていただきます。

それと同時に、町外の方々これから、まだ接触もされていない方々もおられます。

まずは、この近郊の事務所をお持ちの方々と、それから大阪市内を含めて、北摂の団体、そういう方々へ、広報ができるように取り組んでいきたいと思っております。

件数という部分では、今のところ、目標はありませんけれども、多くの方々にお知らせをできるように努めてまいりたいと思えます。

○委員長（高尾靖子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

取りあえず情報発信は何十件でもできると思います。

今いろんな別に限定しなくても。

箕面森町、そういう近隣で、会社の新規に倉庫をつくっておられる方は別に大阪、従来の大阪の企業とかではないですよ。

いろんなところの企業が、この地域で高速の近くであるとか、そういったところに着目して来られるわけですよ。

ちょっと離れてっていうところになると、知られていない。

知ってもらうためにはもう日本全国いろんなところに、物流関係は取りあえず送ろうかなって感じでどんどん、発信はしていくべきだと思いますよ。

ただここで1個引っ掛かってくるのが、事業をしてくださいっていう割にどこの場所であってところが絶対出てくるんですよ。

それでまたやっぱり引っかかるのは、公共施設の再編なんです。

ここの決断が、どこを、今後将来的に、更地なり一定の企業が来れる場所にするとか、学校の跡地とかも含めてですよ。

そこが全く見えてこないから、今、来てくださってということ発信したとしても、どこにあっていうところになるんですよ。

だからそこへ、公共施設再編の結論と、ここはリンクさせて発信していかなければ、固定資産税免除ですよってPRしたけど、どこにつくったらいいねんっていう形になったらね、見てもらった方がいいけど、豊能町はないよね、やっぱり近隣のところがいいよねってなりますよね。

ぜひともその、まちづくりを全体的に見て、それは多分町長しかできないことなんです。

それを積極的に取り組んでいただけたらと思いますけど、いかがお考えですか。

○委員長（高尾靖子君）

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

おはようございます。

副町長の川村でございます。

今、永並委員のほうから御指摘、ごもつともでございます。

確かに公共施設再編のほうですね、今、先月8月26日にたたき台案をお示しさせていただいて、委員会のほうで御議論いただいております。

来年1月の最終答申に向けまして、鋭意作業を進めて参ります。

もちろんその議論とあわせまして、現在都市計画マスタープランを改定をしております。

この中では今回、総合まちづくり計画の中におきましてもこの423号線、それから、477号線、吉川地区のほうになりますけれども、こちらのほうにも沿道整備産業誘致重点ゾーンという形で、いわゆる市街化調整区域のところの部分につきましても、その要件緩和、そういうことも図りながら、いわゆる、先ほど御指摘にありました学校の跡地活用も含めて、また、その辺りの、市街化調整区域の緩和、それらも含めながら、そういう幅広く、企業誘致、この税制改正とともに武器を持ちながらですけれども、そういうような見直しも考えてございますので、そういう点も踏まえて今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（高尾靖子君）

ほかにございませんか。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

これは過疎法に合わせた時限立法ですよ。

だからその、それが失効したらこっちも失効させないといけないですよ。

ですよ。まず。

○委員長（高尾靖子君）

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

住民部の大西でございます。

そのようなことになるというふうに思っております。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

これ町税やから、町が決めたらいいやけども、例えばシャープなんか、あそこのどこだか、堺に持って行くとき、堺がそこを免除するとかね。

そんなことは、町税やから別に大阪府とか国やとかね、何言うても免除することはできるわね。

ただ、その交付税措置が受けられへんと、そういうことだけやね。

それさえ我慢したら、免除することは可能やね。

町税だったらね。

○委員長（高尾靖子君）

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

住民の大西でございます。

議員おっしゃるとおり、不均一課税とか、それから課税免除、そういったことは可能は可能です。

で、交付税措置その場合はですね、交付税措置が受けられないというよりかは、逆に、それだけお金に余裕があるから、この分の税金分の交付税は要らないんだよねというそういうような、考え方によって減額されるということになるかというふうに思っております。

○委員長（高尾靖子君）

吉田委員。

○委員（吉田正子君）

おはようございます。吉田です。

ちょっと教えていただきたいんですけども。

これをされるのは、令和5年4月1日と

言われてますけども、そしたら計画は3年間と言ったら、大体期限はありますでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

住民部の大西でございます。

固定資産税といいますのは、1月1日現在の所有者に課税されるものですので、もう今年に、例えば、そういうお店を開業準備されている、あるいはもう、開業をするということであれば、対象になってきますので、もう、令和5年からすぐに開始できるというようなイメージで持っていたらいいかと思えます。

○委員長（高尾靖子君）

吉田委員。

○委員（吉田正子君）

もう一度確認させていただきませうけれども、令和5年からという事ですね。

そして何年まで、それをやっていかれるのでしょうか。

そこのとこ教えていただきたいんです。

○委員長（高尾靖子君）

はい、大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

住民部の大西でございます。

一応3年間というふうに規定をしておりますので、5年度からですと5、6、7年度の3年間ということになります。

この条例自体は、一応今はその3年度間というふうになってるんですけども、その期間が来れば、その都度、これまで省令というのが延長されてきてますので、それに合わせて延長していくということになるかと思えます。

○委員長（高尾靖子君）

吉田委員。

○委員（吉田正子君）

それをお聞きしたのは学校編成が、もう

皆さん言われている令和8年ということなので、後の空いた小学校とかああいうのを利用するときに、やっていただく、手挙げていただく、その期限というか、それもあると思ひまして、お聞きいたしました。

ありがとうございます。

○委員長（高尾靖子君）

ほかに御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。

よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

次に行きます。

第37号議案、豊能町税条例等改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中井税務課課長補佐。

○税務課課長補佐（中井 哲君）

はい。

税務課の中井です。

それでは、第37号議案、豊能町税条例改正の件について、御説明申し上げます。

議案書の51ページをお開きください。

本件は、地方税法の改正に伴い、本町税条例において所要の改正を行うものです。

条例の概要説明資料に沿って御説明を申し上げますので、概要説明資料を御覧ください。

い。

第1条関係の個人住民税について御説明いたします。

（1）上場株式等の配当所得等については、個人住民税において所得税と異なる課税方式の選択が可能とされていますが、これを所得税の確定申告で選択した方式と合わせるものです。

（6）（8）につきましても、関連で、所要の整理を行うものです。

（2）（3）（4）（7）につきましては、地方税法や租税特別措置法等の改正に伴い生じる条項のずれや様式の修正等、所要の改正を行うものです。

（5）個人住民税における住宅借入金等特別税額控除いわゆる住宅ローン控除の適用について、所得税法の改正に合わせて、令和20年度の個人住民税まで延長するとともに、その対象となる家屋の居住の期限を、令和3年12月31日から令和7年12月31日まで4年間延長するものです。

次に、2の固定資産税についてですが、下水道除害施設に対する課税標準の特例割合が国において見直されたことに伴い、本町で定める特例割合についても、4分の3から5分の4に見直すものです。

次に、3その他についてですが、不動産登記法が改正され、DV被害者などから、登記所に申し出があった場合、登記事項証明書に、申し出者の住所を記載せず、住所にかかわる事項を記載することとなりました。

これに伴い、町が交付する納税証明書や、固定資産課税台帳の記載事項証明書に加え、閲覧に供する固定資産課税台帳についても同様の取扱いとするために、規定の整備を行うものです。

第2条関係については、令和3年の12月議会で、御決定いただいた豊能町税条例の一部を改正する条例について、令和6年の1月

1日を施行日としておりましたが、その施行前に、改めて文言等の整理が行われましたので、今回改正を行うものです。

その他の事項に関しまして、第1条関係の2の(1)は、公布の日、同じく、第1条関係の個人住民税の1の(3)、1の(5)、1の(7)につきましては、令和5年1月1日、また、第1条関係の個人住民税の1の(1)、1の(2)、1の(4)、1の(6)、1の(8)につきましては、令和6年1月1日、第1条関係の3、その他の納税証明書の改正関係につきましては、令和6年4月1日、また、第2条関係の豊能町税条例の一部改正は、令和5年1月1日にそれぞれ施行となります。

説明は以上です。

よろしく御審査いただき、御決定賜りますようお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

これより本件に対する質疑を行います。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

施行期日の話なんですけど、第1条第2条がございまして、納税にかかるものについては来年の1月1日かなという気がしてるんですけども、それ以外のものについては令和6年1月1日、令和6年4月1日になってるんですけど、これちょっとどういうことで、これだけの施行期日が変わっているのかというのをちょっと素朴な疑問なんですけどちょっと質問なんですけども、よろしく願いします。

○委員長（高尾靖子君）

中井税務課課長補佐。

○税務課課長補佐（中井 哲君）

はい、税務課の中井です。

上位法令におきましてそれぞれ施行の日というのが決められておりますので、それに合わせる形で条例のほうも、施行日を設定い

たしております。

○委員長（高尾靖子君）

はい、永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

私いつも質問してるんですけど、上位法分かるんですけど、それはどうしてなのかという質問なんで、当然我々議員の説明のときにはですね、それやっぱり勉強してほしいという、私らも勉強せなあきませんけども、そういった上での答弁欲しいなという気持ちでちょっと質問させてもらったんですけども、もしすぐ出なかったら、済んでからで結構ですので、よろしく願いします。

○委員長（高尾靖子君）

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

住民部の大西でございます。

申し訳ございません。

後ほど、個別でよろしいですか。

この場で。

ちょっとお時間をいただきまして、回答させていただきたいと思っておりますので。

そうですね、今日中にできるかどうかはちょっとわかりませんので…

○委員長（高尾靖子君）

最終の全協でもいいですよ。

○住民部長（大西隆樹君）

よろしいですか。

はい、承知いたしました。

ではもし今日できないのであれば申し訳ございません。

最終の全協のときに御説明なり、させていただくようにいたします。

申し訳ございません。

○委員長（高尾靖子君）

よろしく願いいたします。

永谷委員よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○委員長（高尾靖子君）

ほかにごいませんか。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

この税条例はね、国税額を決めたとおりに申告しますやん。

普通の人やったら12月31日か、1年間のやつを確定申告します。そしたらそれに従いなさいということやね。要するに税務署が、町に送ってくるわけでしょ。その結果は。そうですね。普通の企業だったら、3月31日やったりとかに、2月28日あたり、まちまちやから、したがって、国の定める税法に従って申告して、それが送られてくるわけやね、まずね。それに課税してるだけですよ。

だから今ここで言うてるのは全部、国の税法が変わったそのままを引き継いでると、そう考えたらいいんですかね。新たに町が何か独自でやってる、そんなもんは無いですよ。

○委員長（高尾靖子君）

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

住民部の大西でございます。

国税と連携はしておりますので、議員おっしゃるように、そのまま、確定申告をこちらのほうにデータとしていただいて課税する場合もございます。

ただ所得税法、そちら所得税法の中での国税との連携ということになるんですけども、私どもは地方税法を取り扱っておりますので、地方税法の中での取扱いというものがございしますが、全て国税と同じということではないというふうに理解していただいたらいいかなというふうに思います。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員、よろしいでしょうか。

ほかにご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

無いようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。

よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

次にいきます。

第38号議案、豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件を議題といたします。

議案の提案理由の説明を求めます。

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課の岡本です。

よろしく願いいたします。

それでは、第38号議案、豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

概要及び新旧対照表を御覧ください。

今回の改正は、当該条例において引用している大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の条ずれによる規定の整備でございます。

第2条第8号中、附則第5条第1項を附則第3条第1項に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例の施行は公布の日といたします。

説明は以上でございます。

御審査いただき、御決定くださいますようお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

はい、ありがとうございます。

これより本件に対する質疑を行います。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

すいませんこれも先ほどと同じなんですけど、5条から3条に、2条減ってますよね。

この要因について、もしわかれば、すいませんがよろしくお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

はい。

先ほど、説明申し上げたとおり、上位条例の条ずれによるものということなんですけど、後期高齢者医療広域連合においては、令和4年2月議会において条例改正が行われました。

改正の趣旨としましては、2年に1度の保険料改定でございます。

その際、条例の附則において定めがあった令和2年度における保険料軽減特例措置について、その適用が既に終了していることから、この条文を削除したものでございます。

○委員長（高尾靖子君）

ほかに御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（高尾靖子君）

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。

よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

次にいきます。

第40号議案、豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて、関係部分のみを議題といたします。

提案理由は、9月5日の本会議で説明済みでありますので、省略いたします。

これより本件に対する質疑を行います。

なお、福祉教育常任委員会フォルダの中に、第40号議案の委員会別一覧を載せておりますので、確認の上、質疑をしてください。

よろしくお願いいたします。

第6章、第7章、第8章、第9章、第11章が、福祉教育常任委員会の関係であります。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

そもそもの主旨がね、もう一度徹底してもらったほうがいいかなと思いますねんけど。

過疎地域に指定されて、計画を出しておかないと、何か、特例とか受けることはできませんと、そのための必要な書類を出していますと、それでいいんですか。

○委員長（高尾靖子君）

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

すいません。

総務部がいませんので、所管担当私しかおりませんので私のほうから説明させていただきますが、もともと過疎法というのがですね議員立法で、令和3年4月1日に制定されて、これが令和13年3月31日までの10年間の時限立法となっております。

今般、豊能町につきましては令和4年4月1日に過疎地域に指定をされたということになります。

それを受けまして、国の財政的支援措置を受ける場合に当たりましては、事前に今御審議いただいております、過疎地域持続的発展計画、これを大阪府を通じまして国のほうに提出をし、その際例えば過疎債の適用を受ける場合に当たっての国での判断事業というのがこの計画に基づいて、この、起債に充てられるかどうかという判断になりますので、この判断資料というのが、これは法律上議会の議決が必要であるということで今般、この9月議会に提出をさせていただいているというものでございまして、決して申請とかそういうものではございませんで、そういう法律の手續に基づいて今回、この計画のほうを提出させていただいて、御審議をいただいているというところでございます。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

たしか3,400万か3,500万ぐらい、軽減されるとか何か限度額が、何か言うてはったよね。

逆算したら、3,500万としたら、7億円ほど過疎債を充てれると、そういうことですか。

○委員長（高尾靖子君）

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

すいませんちょっとあの質問の意図が多分違うと思うんですけども、昨日の総務建設常任委員会での答弁内容を再度おさらいとか整理させていただきますと、この過疎債といいますのは、基本的には起債といいますとハード面でのものというのが捉えられていると思うんですけども、こちらのほうに特徴が一つございます。

ソフト事業についても充てられるというものがございます。

ただ、これにつきましては総額のほうは

ちょっとはっきり、大体おおよその目安になりますけども年間、3,500万程度の、この過疎債、ソフト面ですね、充てられることができるというふうに言われておりますのでそのソフト面の機能を説明をさせていただいたというものでございます。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員、よろしいでしょうか。

御理解いただきましたか。

（「はい」との声あり）

○委員長（高尾靖子君）

ほかに御質問。

永並委員。

○委員（永並 啓君）

昨日の委員会の質問も聞いていたんですけど、秋元委員のほうから、過疎の議論をされたのかっていう質問であったり、才脇委員のほうから、過疎にされたことで緊迫感があるんまり感じられないというような感じのことを質問されてたかと思うんですけど。

当然ね、副町長がおっしゃるように、まちづくり計画と、この過疎の目的としては人口増やしていく、税収を増やしていくってことで一緒だとは思うんですけども、その人口増やす、税収増やすは、今回過疎に指定されない、従来からの豊能町の課題なんですよ。

だからまちづくり計画で作ってきたわけですよ。

でも、今回過疎指定をされたっていうことは、ある意味恥ずかしいことなんですよ。

今までの定住化施策、人口増加策は失敗してきたっていうことを、国から言われたっていうふうには受け止めないといけない。

だから、これまで方向性は当然、ベクトルとしては人口増への減少を緩やかにするんだけど、今回過疎指定されて、お金をくれるんだから、それをちょっと上回るような計画に変えないといけないんですよ。

何らかのちょっとでもそのお金をもらって、こういうことに使うから、人口減少、今まで計画してたものよりも、ちょっともうちょっと増やせるような、減少幅を少なくするようになっていくことの議論が絶対に要るんですよ。

でもそれが何か余り伝わってこなかったんで、数名の委員さんからそういう質問が出たのかなというふうに感じているんですけど、やはり国も、本来であれば、お金渡すんだから何か人口が増えるような、過疎を脱却できるようなものを施策を打ちなさい、が本来の趣旨だと思うんですよね。

そういう一つでも、やはり新規事業として、この指定されたから、こういうことをちょっと、わからないけど取り組んでみますとか、そういったものを一つぐらい出してほしいんですよ。

でも何か聞いていると、光風台大橋のなんかにも使えます、なんか解体にも使えます、なんかできますで、従来やってるやつにちょっと上乘せします。

それに放り込んでるだけのように見えるんですね。

そういった議論をされたのかっていうことをちょっとお聞かせいただきたい。

それもされてなかったらこれからでもいいんで、そういうのはしていかないといけな気がしますがいかがですか。

○委員長（高尾靖子君）

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

はい、委員のほうから貴重な御指摘ありがとうございます。

今回ですね、確かに人口の減少を食い止めていく、人口増加、増えていくというための、総合まちづくり計画と同じベクトルであるというのは昨日私のほうからも御答弁申し上げたところでございます。

今回新規事業を入れたのかというところでございますけれども、例えば、ちょっとこれは今の既存かもしれませんが小中義務教育一貫校ですね、この再整備とかも当然やっていくものですし、これは当然、豊能町としての売りとしてもやっていかなければならないというふうにも考えてございます。

そのほかにも今公共施設の再編という形でございますけれども、やはりこれも令和13年といいますか、今後の令和13年人口を1万5,000人維持という流れの公共施設の再編というところも考えていかなければいけませんし、そういうところの中で、交流、メール、町民の集う場でありますとか、そういうような施設とかですね、そういうような点も踏まえてですけども、今回計画をつくらせていただいているという。

ただ確かにそのエポック的な明確なものがあるのかと言われるとなかなかちょっと難しい部分ありますけれども、既存の中でも特に重点的にやっていきたい部分、そういうのを盛り込んできたというふうに考えております。

○委員長（高尾靖子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

だからそれはもとの町の従来からの計画ですよ。

小中一貫校つくるっていうことであったり公共施設の再編というのは、過疎に指定されようがされまいがやろうとしていることですよ。

でも今回、この機会でも、過疎に指定されました交付金補助金もちょっと増える、何かお金の財政支援も得られるってなったら、何か一つでも、例えば、子どもたちの給食費教育費に充てるとか、実質的なメリットとして負担を減らすとか、何かそういった試みっていうのが、取り組めるいいチャンスだと思う

んですよ。

従来だったら財政的な問題からできなかつたその上乘せ分は、調整基金の切り崩しに充てるとか、それを減らしていくためにちょっとよかつたねで終わるんじゃないかと、もらった分はちゃんと還元したほうがいいと思うんですよ。

そうしないと、人口なんて、減少の幅なんてね変わらないですよ。

やはり今回がいい機会なんでそういった、目玉的な取組みっていうものを、来年度予算ですよ、になってくるかとは思いますが、考えていただけたらと思います。

○委員長（高尾靖子君）

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

はい、この計画のほうはですね網羅的にも、網羅的という言い方はちょっと語弊がありますけれども、いわゆる限りなく可能なものを全て上げさせていただいております。

今、委員おっしゃっているように、例えばソフト面も含めての部分というのは、当然来年の予算事業の中、予算においてですね、ちょっと考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいですか。

ほかに。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

勘違いしているかもわからないけど、例えば小学校ね、幼稚園とか、造るとします。

そのとき、例えば、例えばの話ですよ。

2分の1、100分の50、50%。

補助金が出ると、もう決まってるんですよ。

大概ね、物によってね。

それが、この過疎法の適用を受けるんですけど、100分の55の補助をもらえると。

というのが一つあるわね。

そのときに、借金をする。

借金をしたら、そのときに返す方のお金の償還金の70%を、交付税負担してくれると。

だから、利息についての話と、それから元々貰える補助率をさらに加算して貰えると、2つあると、そう考えたらいいんですかね。

○委員長（高尾靖子君）

ちょっとよろしいですか。

今ね、小寺委員の座席から録音機が、見られましたので、皆さんこれまでの録音がされておるとお思います。

その件に関して、ちょっとこの場で、皆さん、暫時休憩させていただきます。

ちょうど1時間経ちましたので、ひとまず換気のためにも休憩させていただきます、放送をもって再開させていただきますのでよろしくお願いたします。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○委員長（高尾靖子君）

先ほどは中断いたしまして失礼いたしました。

小寺委員からは、会議規則の違反ということで録音機が見つかりましたので、これを今ですね、委員会委員全員で議論いたしまして、録音したことを全部、事務局のほうで抹消していただきましたので御報告いたします。

これからは、こういうことないようにしていきたいとお思います。

それでは、御報告のみでございますが、小寺委員から何かありましたらおっしゃってください。

○委員（小寺正人君）

はい。

規則違反の録音をしてしまいました。

で、全削除させていただきました。

以後、こういうことのないように気をつけますので、申し訳ございませんでした。

○委員長（高尾靖子君）

では、会議を続けます。

第40号議案、豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについての、質疑を続けたいと思います。

はい、答弁。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

はい、副町長の川村でございます。

先ほど小寺委員のほうから御質問ございましたけれども、国からの財政支援ということでございますけれども、統合小中学校に対する補助率の引上げ、これ50%から55%というものがございます。

あと過疎債のほうでございますけれども、実は学校のほうにつきまして義務教育債というものがございます。

こちらのほう基本的には優先的に充てていくものかなと思いますので、その中でちょっと過疎債、ダブルで上げるってことは普通考えにくい部分でございますのでここはちょっと協議になると思うんですけれども、直ちにちょっと過疎債の適用は、ちょっと難しいんじゃないかなというふうに考えております。

○委員長（高尾靖子君）

ほかに御質問はございませんか。

よろしいですか。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

第8章、医療の確保のところでございます。診察施設ですね、救急医療については多角的な話なのでありませんけれども、ここでは西地区では個人医院が中心になってまして、東では国保診療所になっているんですけど、特に、ここでも国保についてはもうかなりの年数経っておりますということを書かれておまして、また西地区でもやっぱり高齢化の医院ですね。

それで後継者がないと大変厳しい状況に

なっているんですがその対策として、もろもろというか、詳しくはないんですけども、ざっと書いてあるんですけど、今後の考え方ですね、見通しというか、それについてお伺いします。

○委員長（高尾靖子君）

はい、小森保健福祉部長お願いします。

○保健福祉部長（小森 進君）

おはようございます。保健福祉部の小森でございます。

私どもの町と医療機関との関係性なんですけども、御存じのとおり昭和40年代から、開発が進められてきまして、その人口増に伴いまして、町内の医療機関、内科、歯科問わずですね、増えてきたというふうな経過になってございます。

当然、内科・歯科の先生方につきましても、開設当時から数十年たっという先生もございまして、住民の方も高齢化率が高くなってくると同時に、開業されている先生方につきましても、年齢が高くなってきていると。

で、特には最近、ちょっと閉院とされた医院もあるように見ております。

今後人口の推移については目標の人口が示されてございましたけれども、それと高齢化率、それと医療のニーズも、照らし合わせて、基本は今ある、医療機関の数を維持するということが目標になると思うんですけれども、そこで足りないような、例えば内科ばかりに偏ってしまっても、これはなかなか難しいところございますので、いろいろその辺のですね診療、診療の形態をちょっと見ながらあと人口の推移、高齢化率等も見ながらですね、バランスをとっていくべきかなというふうに考えてございます。

具体的なことということのお尋ねだったかなと思うんですが、例えばこれは全国的にやっている場合もあるんですけども、例え

ばある場所を、町のほうが用意して、医療機関が開設しやすいような、補助制度を使うとかですね、そういうことが具体的に実行するとすれば、考えられるかなど、今の段階では思っています。

以上でございます。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

ちょっと私から1点。特に、大きな問題ではないんですけども、文化振興のほうの関係で、いろいろ高齢者、障害者の方はそれぞれの取組みはしっかりと取り組まれていると思うんですけども、真ん中世代といいますか、30、40、50代の方が活躍する場というようなところでの、何か、イベントといいますか、そういうものは考えられてきたのかどうかその辺をお聞きしたいと思うんですが。

いかがでしょうか。お願いいたします。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

ちょっとそれ若干抽象的なご質問なのでどうお答えしたらいいのかというのがあるので、ちょっと教えていただきたいと思うんですけども、いわゆる現役世代の活躍、いわゆる現役の活躍世代が、イベントというかどうというような取組みをするのかということかなと思うんですけども、ですからおそらく、子育て世帯というところになってくるのかなというところもありますので、子育ての支援事業でございますとか、そういうところについては町としてもこうサポートしていく、そういうようなこともやってございますし、そういう点で絡めてやっていくことですよ。

あとイベントはちょっと現在もコロナ禍というところもありますので、なかなか制約がされているという部分もございましてけれども、今後またこのコロナの状況も踏まえながら、またそういうような町民が触れ合うような場、そういうつくりは考えていきたいとい

うふうに考えてございます。

○委員長（高尾靖子君）

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

ありがとうございます。

ここの計画とはちょっと異なりますけれども、私どもとして、地域のコミュニティというのは非常に重要で、コミュニティと、そして自治会の関係、そして、さらにですね、その中間世代といいますか子育ての世代、それから子育てを卒業した方、町への熱い思いがございまして、いろんな団体がどんどんとできてきているというところでこれまでも、トヨノノ応援会も含めてサポートをさせていただきました。

これからは、さらに重要だと思っておりますけれども、その内容につきまして、しっかりと対応といいますか、助走をしていく、バックアップをしっかりとさせていただきたいと思っております。

○委員長（高尾靖子君）

エネルギーのある方たちをぜひ巻き込んで、豊能町の活性化という意味での御協力をいただけるような形がとれたらいいなと私は常々思っております。

そういうことでお聞きいたしました。

よろしくお願いいたします。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

いいですか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○委員長 (高尾靖子君)

挙手全員であります。

よって、第 40 号議案は原案のとおり可決されました。

次、行きます。

第 41 号議案、令和 4 年度豊能町一般会計補正予算(第 4 回)の件、関係部分のみを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千歳教育総務課長。

○教育総務課長 (千歳あや乃君)

おはようございます。

教育総務課千歳です。

よろしく願いいたします。

第 41 号議案、令和 4 年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、継続費、債務負担行為、歳出、歳入の順に御説明申し上げます。

まず、継続費から御説明させていただきます。

それでは、補正予算書 6 ページをお開きください。

第 2 表 継続費の補正でございます。

款 10. 教育費、項 1. 教育総務費、事業名は小中一貫校施設整備事業でございます。

継続費の期間を、現在の令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間から、令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間に延長するものです。

変更理由につきましては、昨年 12 月の議員総会においてお話しさせていただいた、吉川中学校の校舎体育館の改修のための設計業務の一環として、アスベスト含有調査をした結果、校舎及び体育館の外壁塗装剤にアスベストの含有が確認されました。

アスベストの除去対策を講じながらの改修となり、改修期間が最大で 6 か月程度延長

することが判明したことから、当初予定していた工事内容やスケジュールなど、改修計画全体の見直し、さらには、基本設計の業務において、追加業務が発生したことから、基本設計、実施設計業務が現在の契約期間である令和 4 年 11 月 30 日までに終了できない見込みとなりました。

現在も設計の途中でございますが、契約状況を踏まえ、継続費を令和 5 年度まで期間を延長するものでございます。

なお、契約金額につきましては変更のほうはございません。

○委員長 (高尾靖子君)

ありがとうございます。

順次御説明をお願いいたします。

中谷福祉課長。

○福祉課長 (中谷 匠君)

はい、福祉課中谷です。

それでは、歳出につきまして御説明申し上げます。

補正予算書、14 ページをお開きください。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 1. 社会福祉総務費、7. 障害者自立支援事業、22. 償還金利子及び割引料の償還金、878 万 9,000 円を計上しております。

これは、令和 3 年度、障害者自立支援給付費等国庫負担金等の精算に伴うものでございます。

続きまして、11. 障害児福祉事務事業、22. 償還金、249 万円を計上しております。

これは、令和 3 年度、障害児入所給付費国庫負担金等の精算に伴うものでございます。

続きまして、15. 子育て世帯臨時特別給付金給付事業、22. 償還金、375 万 9,000 円を計上しております。

これは、令和 3 年度、子育て世帯臨時特別給付金の精算に伴うものでございます。

○委員長 (高尾靖子君)

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

はい、保険課岡本です。

15 ページを御覧ください。

目 2. 老人福祉費でございますが、介護保険特別会計事業勘定繰出金事業に係る低所得者保険料軽減国庫負担金及び府負担金の精算により、過年度分が交付されることに伴い、財源振替を行うものでございます。

○委員長（高尾靖子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

はい、こども育成課の竹内です。

補正予算書は同じ 15 ページを御覧ください。

款 3. 民生費、項 2. 児童福祉費、目 2. 児童福祉施設費の説明欄の 3. 吉川保育所運営事業で、消耗品 50 万円は、吉川保育所で消耗品として、マスク、除菌アルコール等を購入するものでございます。

給食費 30 万円は、保育所給食の食材の価格高騰に対して、給食費を増額いたします。

○委員長（高尾靖子君）

はい、お願いします。

浅海保健福祉部理事。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

保健福祉部、浅海でございます。

補正予算書の 16 ページをお開きください。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、目 2. 予防費でございます。

今回の補正では、4. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る償還金 1 億 3,830 万 9,000 円を計上しております。

内容としましては、令和 3 年度のワクチン接種に係る実績報告に伴う国庫への償還金でございます。

○委員長（高尾靖子君）

はい、千歳教育総務課長。

○教育総務課長（千歳あや乃君）

教育総務課千歳です。

同じく 16 ページを御覧ください。

款 10. 教育費、項 2. 小学校費、目 1. 学校管理費の説明欄の 2. 小学校管理事業、細節 18. 補助金、小学校給食費補助金でございます。

先ほど、15 ページにおいて説明のありました、吉川保育所運営事業の給食費と同様、原油価格、物価高騰の影響などにより、学校給食における食材価格が高騰しているため、これまでどおりの栄養バランスを維持した学校給食を、保護者の負担を増やすことなく、児童に提供するために実施するものです。

給食会計に対し、9 月から 3 月までの 7 か月間、食材価格高騰相当額の補助を行うとともに、これに加えて、保護者への支援として、11 月から 1 月までの 3 か月間の給食費の無償化を行うものです。

続きまして、補正予算書 17 ページを御覧ください。

款 10. 教育費、項 3. 中学校費、目 1. 学校管理費の説明欄の 2. 中学校管理事業、細節 18 補助金、中学校給食費補助金でございます。

先ほど御説明しました小学校費と同様、保護者に対して 11 月から 1 月までの 3 か月間の給食費の無償化を行うものです。

なお、食材費の価格高騰分につきましては、現在、中学校給食提供業務を委託しております業者から、現段階では補助の必要はないとの回答を得ております。

○委員長（高尾靖子君）

はい、竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

同じ補正予算書 17 ページを御覧ください。

款 10. 教育費、項 4. 幼稚園費、目 1 幼稚園管理費の説明欄の 3. ひかり幼稚園運営事業で、補助金 15 万円は、学校給食の食材の価格高騰に対して、学校給食会計補助金として支出するものでございます。

同じ説明欄の 5. ふたば園運営事業で、消

耗品 50 万円は、先ほどの吉川保育所運営事業と同様、認定こども園ふたば園で消耗品として、マスク、除菌アルコール等を購入するものでございます。

給食費 20 万円は、認定こども園ふたば園の食材の価格高騰に対して、給食費を増額いたします。

歳出の説明は以上でございます。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課岡本です。

続きまして、歳入について説明いたします。

11 ページへお戻りください。

款 16. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金、目 1. 民生費国庫負担金の 49 万 9,000 円は、先ほど歳出で説明しました介護保険特別会計事業勘定繰出金に係る保険料軽減国庫負担金の精算により交付される国庫負担金の過年度分です。

○委員長（高尾靖子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

はい、こども育成課の竹内です。

補正予算書は 12 ページをお開きください。

款 16. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金、目 2. 民生費国庫補助金、節 2. 児童福祉施設費国庫補助金の細節 1. 保育対策総合支援事業費補助金 25 万円は、先ほど歳出で御説明しました、吉川保育所運営事業の消耗品費 50 万円に係るものです。

同じく細節 2. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 55 万円は、吉川保育所運営事業の歳出での消耗品 50 万円、及び給食費 30 万円に係るものです。

続きまして、目 6. 教育費国庫補助金、節 3. 幼稚園費国庫補助金、細節 2. 保育対策総合支援事業費補助金 25 万円は、先ほどの歳出

で御説明いたしました、ふたば園運営事業の消耗品費 50 万円に係るものでございます。

同じく細節 3. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の 60 万円は、先ほどの細節のひかり幼稚園運営事業の補助金 15 万円及び、ふたば園運営事業の消耗品費 50 万円と、給食費 20 万円に係るものでございます。

○委員長（高尾靖子君）

千歳教育総務課長。

○教育総務課長（千歳あや乃君）

教育総務課千歳です。

同じく、補正予算書 12 ページを御覧ください。

款 16. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金、目 6. 教育費国庫補助金、節 7. 小学校費国庫補助金の 1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 850 万円、節 8. 中学校費国庫補助金の 1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 450 万円でございますが、歳出の 16 ページ、小学校管理費、17 ページの中学校管理事業のところで、御説明申し上げました学校給食費補助金に関する国庫補助金でございます。

○委員長（高尾靖子君）

はい、岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課岡本です。

同じ 12 ページです。

款 17. 府支出金、項 1. 府負担金、目 2. 民生費府負担金の 1 万 9,000 円は、先ほど歳出で説明しました、介護保険特別会計事業勘定繰出金に係る保険料軽減府負担金の精算により交付される府負担金過年度分でございます。説明は以上です。

御審査いただき、御決定くださいますようお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございました。

それでは、これより本件に対する質疑を

行います。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

永谷です。

14 ページの歳出のですね、社会福祉総務費の障害者自立支援事業、障害児福祉事務事業、子育て世帯臨時特別給付金給付事業、合わせて1,503万8,000円を償還するということでお聞きしたんですけど、当初の予定があって、今回これを、金額を返すんですけど、何か要因があるんでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

中谷福祉課長。

○福祉課長（中谷 匠君）

はい、福祉課中谷です。

まず、ちょっと要因はそれぞれいろいろ考えられるんですけど、具体的に個々に申し上げますと、まず障害者自立支援事業のほうにつきましては、こちらは、大体扶助費として3億5,000万の支出になっておりまして、その、大体、870万になりますので約5%をお返しするという形になっております。

すいません、国庫負担金は2分の1が入って来ますので、約1億7,500万の5%ぐらいになるんですけど、おおむね、申請時にある程度支出が足りないと困りますので、ある程度多めに計上をさせていただいております。翌年度に精算で返すというような形をとっております。

町としましても、もし足りなかったら次の年度で国からまたいただけるんですけど、それよりは、また補正等を伴いますので、支出を多めにちょっと組ませていただいて、翌年度に償還するというような形をとっております。

障害児のほうも、同じような形です。

あと、子育て世帯臨時特別給付金につきましては、こちらもある程度予算につきましては、対象者より若干多めに予算計上させて

いただいておりますので、その精算に伴うもので今回償還するということになっております。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

続きまして16ページの予防費です。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で、償還金1億3,830万9,000円上がってまして、当初の予定はある程度決まってきました、実際に実施されての償還金やと思うんですけども、当初は大体どれぐらいの見込みでされてたのかもしわかれば。

実質的に、いろいろ報告も出てますけれども実質的にどれだけされたのか。

○委員長（高尾靖子君）

浅海保健福祉部理事。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

保健福祉部の浅海でございます。

今回ですね、償還金としてお返しする中身でございますけれども、令和3年度の接種対策費の国庫の負担金、これは2年度からの繰越しの分でございます。

それから、令和3年度、同じく国庫負担金、それとですね、同年度、接種体制確保事業費の国庫補助金とございます。

それら、合計をいたしますとですね、事業費の決算の総額でございますけれども、3億1,105万1,000円と、決算額が出ております。

当初ですね、決算額はこの額ではございますが、今回のワクチンはですね、今はまだ、この令和4年度ということで、ワクチンの接種が進んで、随分、雰囲気が変わったのかなあと思っておりますが、当初取組みをする際には、非常に皆さん、心配をしてですね、不安で、一応できるだけ早くワクチンを接種したいというような状況があったのかなと、考

えております。

それをですね、しっかりと、そこを担保するためにですね、国庫、10割、10分の10ですね、国からの負担金、補助金ということでございますので、そこへ漏れのないようにしっかり手だてをした、ということでございます。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

ほかに御質問はございませんか。

15ページの吉川保育所なんですけど、消耗品費の中にはおむつなんかは入っているんですか。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課の竹内です。

今回予定しておりますのは、やはり日常的に使う消毒用関係、コロナ対策として使うものですので、アルコールであるとか、あと使い捨ての手袋、子ども用・職員用のマスクであるとかそのようなものを予定しておりますので、おむつは今のところ予定はしていません。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

おむつは入っていないということなんですけど、おむつは持ち帰りになっていると聞いているんですけど、衛生的に大変だと思うんですけども、要望になりますけど他の自治体では、おむつは持ち帰りじゃなくて保育所でちゃんと処分するというふうになってきているのでね、その点について、今後は、検討していただきたい、これは要望です。以上です。

○委員長（高尾靖子君）

ほかにございませんか。

はい、池田副委員長。

○副委員長（池田忠史君）

おはようございます。

1点だけお伺いしたいんですけども、この中で、小学校と中学校は給食費、一部無

償のため、という形ですけども、幼稚園、保育所に関しては物価上昇分という形だけみたいなんですけど、その部分で、その給食費の無償対応っていうのはされないという形なんでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

はい、こども育成課の竹内です。

現時点では無償化という部分で、保育所、幼稚園、認定こども園のほうは、入っておりません。

理由としましては幾つか挙げられるんですが、まず学校のほうがやはり、教育費等も含めて全般的にかかるであろうということ。

あと、実際就学前の子どもさんたちで、保育所、幼稚園等に通っていない御家庭もあります。

その場合は御自宅で食事等をされますので、一律にこれ、通ってる子だけの給食費をという点はちょっとできないのかなということから、今回は全額免除という形はとっておりません。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

池田副委員長。

○副委員長（池田忠史君）

おっしゃることもわかりますけども、小学校中学校で私学に通っていて、ここにいない人たちもいるわけで、その人たちの給食費は無償ではないわけなので、ちょっとその辺も考慮に入れてあげればいいのかというふうに、ただ思いました。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

千歳教育総務課長。

○教育総務課長（千歳あや乃君）

教育総務課、千歳です。

先ほど池田委員言われました、私学等に

通っているお子さんなんです、この方たちの給食費についても、今回の補正の中に見込んでおります。

周知方法については、ホームページであったり、実際、町立の学校に通っていらっしゃるお子さんというのはありますので、そこに御通知を送るなりとかそういった形で周知して、申請していただいて、給食費のほう、補助のほうを考えております。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

池田副委員長。

○副委員長（池田忠史君）

すいません。

ということは町の場合だと、集金しなければ済みますよね。

私学の場合は、ということは、それは家庭にそのお金として支給されるのか、それとも通っている学校のほうに、一律同じ金額を払われるのか、その辺どういう扱いになっているのでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

はい、千歳教育総務課長。

○教育総務課長（千歳あや乃君）

はい、保護者の方への支給というような形で考えております。

費用に関しましては、町立のそのお子さんが通うであろう小学校・中学校、町で通うならばこの学校というところの給食費、その給食費分の3か月という形で支給の方をしようというふうに考えております。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

池田副委員長。

○福委員長（池田忠史君）

すいませんそれって逆に、現金でもらえる方と、払わなくていいだけの方で、不公平感が出てくるような気がするんですけど。

今、やり方としてそれがいいのかどうか

っていうところですよ。

払わなくていい人は給食費として払わなくていいけど、お金もらった人はそれ給食費として使うかどうかかわからないわけじゃないですか。

じゃ、全員現金支給してもらったほうがいいって思うやろうし。

ちょっとやり方としてどうなんかなとは思います。

○委員長（高尾靖子君）

千歳教育総務課長。

○教育総務課長（千歳あや乃君）

はい、教育総務課千歳です。

今おっしゃられているのがおそらく、その給食費として支給した場合に、給食費ではない形で使われてしまう可能性があるということなんですけれども、一定その私学に通われてる方っていうところも給食費が例えば免除になっている学校であったり、そういったほかの補償がある学校に通っていらっしゃるお子さんには、支給はしないとあったりとか、その辺のところをいろいろ検討した結果ですね、やっぱり現金支給という形が1番その事務作業的にも、いいんじゃないかというふうに現在考えております。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

ほかに、永並委員。

○委員（永並 啓君）

幼稚園の人たちは一部なんですよね。

ちなみに、無償にした場合、いくらぐらいかかるんですか。

○委員長（高尾靖子君）

はい。

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

はい、すいません。

お待たせいたしました。

今手元にある決算の分ですけれども、保育

所、幼稚園、こども園で保護者さんが負担する給食費なんです、約 446 万円になります。

1 年間になります。

はい、以上です。

○委員長（高尾靖子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

やっぱり義務教育ではないんですけど、これもひかり幼稚園が開園されたときに、教育委員会の方は、いろんな地域から通ってもらいたい。

豊能町内だけの方じゃじゃなくてね。

実際に豊能町に住んでおられながら、他市町村の幼稚園に通われてる方も結構おられますよね。

そういった方たちも豊能町のひかり幼稚園に来てほしいんだということも答弁されているんですね。

そういったことを考えると、この時期だから豊能町では、給食費も無償になって、良いPRかなと思うんですよ。

そういったことも、やはり従来どういう答弁をしてきて、どういう方針でひかり幼稚園を運営してきて、これは地元だけじゃなくて他市町村からも来てもらいたいということを含めて、答弁しているよと、そしたらそういったことも考えると、良いPRの機会になるんじゃないかとかそういったこともやはり考慮して、こういう施策を打っていただきたい。

できたら 400 万程度であれば、ちょっと負担してっていうこともあったらいいのかなという感じはしますがこれはもう、今回に関してはもう意見だけです。

○委員長（高尾靖子君）

答弁はよろしいですか。

いいですね。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。

よって、第 41 号議案は原案のとおり可決されました。

次にいきます。

第 42 号議案、令和 4 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 1 回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課岡本です。

第 42 号議案、令和 4 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件について、説明させていただきます。

今回の補正は、令和 4 年 4 月 1 日に施行されました、未就学児に係る被保険者均等割保険料の減額に関し、交付金を請求するために使用するシステムを改修する経費を増額するものでございます。

補正予算書の 3 ページをお開きください。

令和 4 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 1 回）でございます。

第 1 条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 16 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 2,899 万 2,000 円とするものです。

それでは、今回の補正内容につきまして、歳出より説明させていただきます。

9 ページをお開きください。

款 1. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費の 16 万 5,000 円は、国保事業報告システムを改修し、未就学児均等割保険料負担金申請書作成システムを追加するための費用を増額するものです。

次に歳入について説明いたします。

8 ページを御覧ください。

款 5. 府支出金、項 1. 府補助金、目 2. 保険給付費等交付金の 16 万 5,000 円は、先ほど歳出で申し上げました、システム改修に要する費用について、大阪府から交付される特別交付金でございます。

説明は以上です。

御審議いただき御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

これより本件に対する質疑を行います。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

システム改修 16 万 5,000 円と言ったんですけど、システム改修になったら、こちらの現地来て SE さんがいろいろやってするのとか、もろもろの、何か遠隔かなんかで、できるかどうかわかりませんが、結構金額が少ないんですね。

どんな形でされるのか、ちょっとその点についてお伺いします。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

はい、保険課 岡本です。

この改修の方法につきましては、この改修の内容が、データとして、収納されている CD-ROM を、届けていただいてそれをインストールするということになります。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

16 万 5,000 円は CD-ROM 自体の金額と
いうか、そういう解釈でいいですね。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

はい、保険課岡本です。

CD の金額、代金ですけれども、開発費等が含まれているというふうに理解しております。

○委員長（高尾靖子君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。

よって第 42 号議案は原案のとおり可決されました。

次にいきます。

第 43 号議案、令和 4 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第 1 回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

第 43 号議案、令和 4 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について説明

させていただきます。

今回の補正は、令和3年度の介護保険給付費負担金等の精算によります国、府等への償還金でございます。

補正予算書の3ページをお開き願います。

令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1回)でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,952万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,616万4,000円とするものです。

それでは、今回の補正内容につきまして、歳出より説明させていただきます。

9ページをお開きください。

款7. 諸支出金、項1. 償還金及び還付金、目2. 国府等支出金償還金の3,952万5,000円は、前年度の介護保険事業における給付実績等の精算により、国府等へ償還を行うものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

8ページを御覧ください。

款8. 繰越金、項1. 繰越金の3,952万5,000円は、令和3年度決算における繰越金で、先ほど歳出で申し上げました、国府への償還金の財源とするものです。

説明は以上です。

御審議いただき、御決定くださいますようお願いいたします。

○委員長(高尾靖子君)

ありがとうございます。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長(高尾靖子君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長(高尾靖子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○委員長(高尾靖子君)

挙手全員であります。

よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付された案件は全て終了いたしました。

引き続きその他について、委員間討議を行う事項は、何かございませんか。

視察の話も出ておりましたけれども、今コロナ禍で、すぐには難しいというようなこともちょっと話をしておりましたが、時機を見て行うということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(高尾靖子君)

勝手にちょっと言いましたけれども、そういうことで御了解願います。

それでは、以上をもって、本委員会を閉会したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(高尾靖子君)

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、本委員会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり、町長より挨拶がございます。

塩川町長。

○町長(塩川恒敏君)

委員の皆様、ありがとうございました。

慎重に御審査を賜りまして、ありがとうございました。

本日いただきました御意見、そして御要望、しっかりと受け止めさせていただきます。執行の際は、十分注意を払い、行ってい

きたいと存じます。

本日は大変、ありがとうございました。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

大変、お疲れさまでございました。

これをもって、令和4年豊能町議会9月定例会議、福祉教育常任委員会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前11時40分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会福祉教育常任委員会

委員長